

平成18年度活動報告  
(案)

平成19年3月1日  
国際知的財産保護フォーラム

## 1. メンバー数

107企業、86団体 合計 193（平成19年3月1日現在）

## 2. 会 議

### (1) 第1回企画委員会

日時：平成18年 5月17日（水） 10：00～12：00

場所：ジェトロ東京本部

議事：○企画委員長の選出

○第4回知的財産保護官民合同訪中代表団

（1）実務レベル結果概要

（2）ハイレベル派遣概要

○平成18年度プロジェクト活動

（1）活動方針（案）

（2）メンバー募集

○日米欧民間連携進捗報告

○模倣品・海賊版不拡散防止条約

○その他

### (2) 第2回企画委員会

日時：平成18年 7月20日（木） 10：00～12：00

場所：ジェトロ東京本部

議事：○経済産業省模倣品対策室挨拶

○特許庁国際課挨拶

○ハイレベルミッション報告

○協力案件について

○自工会による協力案件について

○企画委員について

○その他

### (3) 第3回企画委員会

日時：平成18年 9月28日（木） 09：30～11：00

場所：ジェトロ東京本部

議事：○企画委員について

○専利法改正訪日団との意見交換及び日中特許法シンポジウム開催報告

○第5回訪中ミッションについて

○協力事業など進捗状況について

○その他

(4) 第4回企画委員会

日時：平成18年11月16日（木） 14:00～16:00

場所：ジェトロ東京本部

議事：○企画委員について

○各プロジェクトからの報告

- (1) 第1プロジェクト
- (2) 第3プロジェクト
- (3) 第4プロジェクト

○その他

- (1) 官民合同模倣品対策ミッションの派遣拡大
- (2) 中国以外のIPG活動についての紹介

(5) 第5回企画委員会

日時：平成19年1月25日（木） 14:00～16:00

場所：ジェトロ東京本部

議事：○企画委員について

○各プロジェクトからの報告

- (1) 第1プロジェクト
- (2) 第3プロジェクト
- (3) 第4プロジェクト

○その他

- (1) 総会について
- (2) 次回スケジュール案
- (3) 荒井ジェトロ知財シニアアドバイザーについて

### 3. プロジェクト活動

#### (1) 第1プロジェクト（中国対策、「協力と要請」）

##### ① 第1プロジェクトの活動とその背景

平成18年度における第1プロジェクトの活動は、「協力・要請」に資するため、これまでの知的財産保護官民合同訪中代表団（以下「訪中ミッション」）における「協力と要請」の長期的・継続的取組の推進および、先進諸国の関連団体との連携、協力関係を一層推進することを目的として活動した。具体的内容は以下のとおり。

【訪中ミッションを通じた要請や協力事業の推進と国内外関係機関との活動連携と展開、長期的・継続的な取組】

- 1) 北京、上海、広州等の現地に設置された知財保護関連団体（IPG）や、国内関連企業/関連団体と連携し、模倣品・海賊版取締強化に向けた取組の推進。
- 2) 中国関係機関に対し、各種の協力支援プログラムを推進。
- 3) 知的財産保護官民合同訪中代表団（ミッション）に係る対応を実施すると共に、官民の連携による効果的な派遣の方法を検討。

【先進諸国関連団体との連携、協力関係強化、世界全体の健全な発展に向けた活動】

- 1) 中国関連法令案を研究、分析し、国内外関係機関の意見も検討し、知的財産の保護強化に向けた効果的な意見発信を行う。
- 2) 諸外国関係機関（欧米等）との連携活動を推進し、グローバルでの知的財産保護強化に向けた施策推進を行う。

上記の活動を効率的かつ効果的に実施するため、第1プロジェクトはプロジェクト内に、「エンフォースメントワーキンググループ」と「リーガルワーキンググループ」を新設した。

ワーキンググループを新設した背景には①第3回訪中ミッションから採用した実務レベルとハイレベルに分けた派遣編成、②交渉の基本的スタンスである「協力と要請」が軌道に乗り、③昨年6月の第4回訪中ミッションにおいて中国政府からの提案を受け、協力事業が大幅に増えたためである。

取締担当官向けセミナー、特許審査官向け先進技術説明、ブラックリストの提供などについては「エンフォースメントワーキンググループ」が担当し、法律改正・パブリックコメント、中国政府訪日団との意見交換、欧米等との連携活動は「リーガルワーキンググループ」が担当し、以下の具体的な活動を強力に実施した。

## ②活動記録

### i) プロジェクトメンバー

幹事：日本知的財産協会

副幹事：(独)日本貿易振興機構

メンバー：石川島建機(株)、インターロック(株)、うすい知財コンサルタント(株)、NOK(株)、(株)荏原製作所、オリンパス(株)、キヤノン(株)、コニカミノルタテクノロジー(株)、(株)サンリオ、三洋電機(株)、(株)資生堂、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション、セイコーエプソン(株)、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント、ダイキン工業(株)、(株)タニタ、(株)東芝、鳴海製陶(株)、(株)ニコン、日産自動車(株)、日本曹達(株)、(株)日本電気特許技術情報センター、(株)ノリタケカンパニーリミテド、パラマウントベッド(株)、(株)バンダイ、日立化成工業(株)、日立金属(株)、(株)日立製作所、富士通(株)、富士琺瑯工業(株)、(株)ブリヂストン、(株)ベイクルーズ、本田技研工業(株)、マイクロソフト(株)、松下電器産業(株)、三菱電機(株)、ユニ・チャーム(株)、ヨネックス(株)、(株)リコー、リンナイ(株)、特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会、(社)日本時計協会、日本電熱機工業協同組合、(財)知的財産研究所、コンテンツ海外流通促進機構、植物品種保護戦略フォーラム、全国陶磁器意匠保護協議会、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)電子情報技術産業協会、(財)日中経済協会、(社)日本印刷産業連合会、日本機械輸出組合、(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会、日本商工会議所、(社)日本照明器具工業会、日本製薬工業協会、日本石材産業協会、日本繊維輸出組合、日本知的財産協会、(社)日本電機工業会、(社)日本電球工業会、(財)日本陶磁器意匠センター、(社)日本バルブ工業会、(社)日本ベアリング工業会、日本弁理士会、(社)日本包装機械工業会、農薬工業会、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会、ビジネス ソフトウェア アライアンス、

以上40社・32団体

### ii) 概要および活動結果

リーガルWG：専利法改正対応グループ及び商標法・反不正競争法改正対応グループを編成し、各関連法改正・パブコメ、中国政府機関の訪日・意見交換会及び三極対応他、対応。エンフォースメントWG：北京、上海、広州等の現地関連団体（IPG）等と連携し、中国行政機関への各種の協力支援プログラムを推進。

#### ■リーガルWG：

1. 中国商標法改正案に対する意見を提出（特許庁・JIPAと連携）（平成18年6月15日）また、改正案中、模倣対策の観点から特に重要と思われる項目に関し諸外国法制度比較を行い、詳細な意見書を検討・作成（今後、国家工商行政管理总局へ提出する

予定)。

2. 中国専利法改正案に対する意見を提出(特許庁・JIPPAと連携)(平成18年8月25日、10月10日)。また、昨年12月末に国務院法制弁に二次改正案が提出されたことを受け、現在当該二次案に対する意見を取り纏め中。
3. 中国専利法改正調査団(※)対応。専利法改正案に関し特許庁国際課と共同して意見交換を行うと共に、IIPPF主催にて日中特許法シンポジウムを開催。(平成18年9月4~9日)(※国家知識産権局、全人代常委員会法制工作委員会、最高人民法院、国務院法制弁公室の関係者)  
詳細は、[添付資料1-1ご参照](#)
4. 「第3回反模倣・海賊版サミット」(於：ワシントン)に参加しIIPPF活動を説明(平成18年9月27, 28日)
5. 最高人民法院・最高人民検察院訪日団対応。知的財産司法制度に関し経済産業省模倣品対策室と共同して意見交換(平成18年12月1日)を行うと共にIIPPF主催にて日中知的財産司法制度シンポジウムを開催(平成18年11月30日)。  
詳細は、[添付資料1-2ご参照](#)
6. 国務院法制弁公室・国家工商行政管理総局訪日団対応。中国商標法、反不正競争防止法の概要他に関し経済産業省模倣品対策室と共同して意見交換を行うと共にIIPPF主催にて中国知的財産法シンポジウムを開催(平成18年12月13日)  
詳細は、[添付資料1-3ご参照](#)
7. 欧米との連携として、「模倣品対策に関する日仏共同フォーラム」に参加予定(平成19年3月16日)
8. 欧米との連携として、北京にて関係国と「IPRサミット(Global Forum on Intellectual Property Protection and Innovation)」に参加予定(平成19年3月27~28日)

#### ■エンフォースメントWG：

1. 工商行政管理局(AIC)向けセミナー(現地IPGとの共催)  
平成18年11月9日 四川省、11月16日 陝西省、12月7日 北京市  
平成19年1月11日 山東省、1月23日 江蘇省、3月広東省実施予定

詳細は、[添付資料 1-4 ご参照](#)

2. 質量技術監督局（TSB）向けセミナー（現地 IPG との共催）

平成 18 年 10 月 26 日 遼寧省、11 月 15 日 陝西省

平成 19 年 3 月 広東省、天津市実施予定

詳細は、[添付資料 1-5 ご参照](#)

3. 海関向けセミナー

平成 18 年 6 月 26 日 上海市、6 月 28 日 広州市、6 月 30 日 深圳市

詳細は、[添付資料 1-6 ご参照](#)

4. 国家知識産権局（SIP0）特許審査官向け技術説明会

テーマ：液晶プロジェクタおよび液晶表示装置技術説明会

平成 18 年 12 月 8 日 セイコーエプソン(株)、NEC ビューテクノロジー(株)

詳細は、[添付資料 1-7 ご参照](#)

5. 工商行政管理局（AIC）との近似商標に関し意見交換会の予定

昨年に引き続き、近似商標の事例を収集し、工商行政管理局との意見交換会を実施の  
予定で日程の調整中

6. 海関総署へのブラックリストの提供

平成 18 年 4 月、実務クラスミッションでブラックリスト（摘発者リスト）を提供

平成 18 年 10 月、IIPPF メンバーにブラックリストの提出を依頼し、北京ジェ  
トロ経由で、随時提供する事にした。現在、海関登録企業 70 社に情報提供を促進中。

7. 米国大使館・国土安全保障省へのブラックリストの提供

平成 18 年 9 月 15 日、米国大使館・国土安全省からの要請に答え、ブラックリスト  
を提供

■共通：

1. 訪中ミッション派遣

○訪中実務レベルミッション派遣（平成 18 年 4 月 10 日～14 日）

○訪中ハイレベルミッション派遣（平成 18 年 6 月 4 日～8 日）

詳細は、[添付資料 1-8](#)、[1-9](#) ご参照

2. 「模倣品・海賊版拡散防止条約」の積極推進を要望する書面を提出（経済産業省）（平  
成 18 年 7 月 27 日）

3. 訪中ミッションハイレベル報告会（平成18年 8月 4日）
4. 日仏模倣品対策意見交換会に出席し IIPPF 活動を説明（平成18年11月30日）
5. 訪中ミッション準備活動
  - 訪中実務レベルミッション派遣（平成19年 4月 9日～13日予定）
  - 訪中ハイレベルミッション派遣（平成19年 6月 3日～ 7日予定）

以上

## **(2)第2プロジェクト（未派遣国・地域に関するミッション検討プロジェクト）**

### **①第2プロジェクトの活動とその背景**

第2プロジェクトは、ミッション未派遣国・地域に関する知的財産保護の問題点の分析やメンバーニーズを踏まえ、今後の対応を検討し、関係国への要請に極めて有効となる具体的被害事例を準備することを目的とする。

同プロジェクトは現在活動休止中。

### (3) 第3プロジェクト（情報交換プロジェクト）

#### ① 第3プロジェクトの活動とその背景

模倣品等知的財産権侵害問題が深刻の度合いを増しつつある状況の下、企業・団体において独自の取り組みが進むにつれ、より具体的な対応策に関する情報の入手が不可欠となっている。しかし、個別に蓄積された経験だけでは十分とは言えず、各企業・団体間の情報共有によって、取り組みの強化を図る必要がある。

こうしたことから、第3プロジェクトでは、模倣品対策等の実務体験について積極的な情報交換・議論を通じ、参加メンバーの知的財産問題の取り組みにおけるレベルアップを目的として、知的財産の保護に関する意識の向上と情報共有を進めてきた。

平成18年度の当プロジェクトにおいても、業種横断的な情報交換・共有化の促進・有用な情報提供を通じ、企業・団体の模倣品対策等の体制強化に資することを目的として、以下の活動を行った。

#### ② 活動記録

##### i) 概要

参加メンバーの関心・ニーズに対応したテーマ設定のもと、情報交換会を実施した。

##### ii) プロジェクトメンバー

幹事：日本貿易振興機構

副幹事：日本弁理士会

メンバー：アイオン(株)、石川島播磨重工業(株)、うすい知財コンサルタント(株)、(株)生方製作所、エルメスジャパン(株)、(株)岡村製作所、光洋産業(株)、特定非営利活動法人国際公正取引推進協会、(財)国際デザイン交流協会、(株)小松製作所、(株)サンリオ、JUKI(株)、住友重機械工業(株)、有限責任中間法人全国優良石材店の会、全日本ブラシ工業協同組合、(社)全日本文具協会、全日本ベッド工業会、東亜合成(株)、ニチハ(株)、日東電工(株)、(社)日本オフィス家具協会、(社)日本玩具協会、日本自動車部品協会、日本石材産業協会、(社)日本電気制御機器工業会、日本電熱機工業組合、日本弗素樹脂工業会、(社)日本ベアリング工業会、(社)日本陸用内燃機関協会、ポーラ化成工業(株)、ミズノ(株)、ミライアル(株)、ヤンマー(株)、吉田金属工業(株)、ライオン(株)  
以上、20社、15団体

##### iii) 活動結果

回数	開催年月日	主な内容（発表者）
第1回	2006/6/2	中小企業の模倣品への取り組み（吉田金属工業） 石材製品に対する模倣対策（日本石材産業協会） トルコにおける模倣対策（ジェトロ）

		フランクフルトメッセにおける模倣対策（ジェトロ）
第2回	2006/8/9	ヤンマーの模倣対策（ヤンマー） 日本弗素樹脂工業会の模倣対策（日本弗素樹脂工業会） 第4回知的財産官民合同訪中代表団（ハイレベルミッション） 結果報告（ジェトロ）
第3回	2006/11/2	ライセンス契約締結上の留意点（石川島播磨重工業） 東亜合成の模倣対策（東亜合成） 中国における偽造防止技術と製品偽造防止監督管理弁法」（国際 公正取引推進協会）
第4回	2007/2/23	中国での模倣品の事例紹介とポーラ化成工業株式会社の取組み （ポーラ化成工業） ベトナムの知財権制度の動向～新知財法の施行（ジェトロ）

以上

#### (4)第4プロジェクト(協力プロジェクト)

##### ①第4プロジェクトの活動とその背景

模倣品・海賊版は世界的規模で取り組むべき課題であるとの認識がなされる中、我が国においても、模倣品・海賊版の国内市場への流入も懸念されるなど、模倣品・海賊版の問題は、権利者の得るべき利益を損なうばかりか、新たな知的財産を生み出すモチベーションを減退させること、消費者の企業・製品への信頼を低下させること、消費者の権益を阻害するものとして、官民が連携しミッション派遣や当該国の知財保護促進に向けた協調支援対応が講じられているところ。

こうした状況を受け、模倣品・海賊版関係国における問題解決には、改善要請などの働きかけに加え、情報提供や人材育成協力等の重要性はますます高まっている。

また、平成18年8月に公表された内閣府による「知的財産に関する特別世論調査」の結果においても、侵害品購入を容認する旨の回答が45.2%あるなど、消費者層の知財保護意識を高めることは、大きな課題となっている。

当プロジェクトは、これまで行ってきたエンフォースメント担当官への研修における講義等を中心とした「協力」と、知的財産文化(IPカルチャー)の醸成を目的とした「普及啓発」に係る検討から新たな展開に踏み出すべく、平成18年度は一般国民等に対する知的財産普及啓発活動の推進に必要なメンバー拡充を図り、以下の取り組みを実施した。

##### ②活動記録

###### i) 概要

(ア) 既存の枠組み(研修等)を活用し、侵害関係国等の知財関係者への講義又は、意見交換等の人材育成協力活動を通じ、知的財産保護意識の向上を図った。

(イ) IIPPFのウェブサイトを活用し、メンバーによる消費者向けメッセージの発信等を通じ、内外国民への啓発に努めた。

(ウ) 引き続き、個々のメンバー団体が行う取り組みについての情報交換を促進し、メンバーの知財普及啓発に関するレベルアップを図った。

(エ) 国民全体の知財保護に関する意識を底上げするため、青少年に対する知財を尊重する意識の醸成を目的として、「出張!IPカルチャー教室」を開催し、参加者自らがオリジナル創作体験を通じてものづくりの楽しさを体得しながら、アイデア尊重意識の醸成を図る取り組みを実施した。

###### ii) プロジェクトメンバー

幹事:(社)発明協会

副幹事：(財)対日貿易投資交流促進協会、ビジネス ソフトウェア アライアンス  
メンバー：(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、コンテンツ海外流通促進機構、(社)  
日本釣用品工業会、日本弁理士会、(社)日本縫製機械工業会、(社)日本レコー  
ド協会、マイクロソフト(株)  
オブザーバー：LVJグループ(株)、(社)日本音楽著作権協会  
以上、2社・10団体

### iii) 活動結果

#### (ア) 会合(平成18年10月3日(火))

18年度のプロジェクト活動内容について協議し、活動骨子として、①既存の研修スキームを活用した関係国等の知財関係者への講義、②IIPPFのウェブサイトを活用した情報提供、③普及啓発活動に関するメンバー間の情報交換の促進、④小中学生(発明クラブ)を対象に知財を尊重する意識の醸成に取り組むべく、2つのワーキンググループを組織することを合意し、可能な範囲でリソース(人的・物的等)や知見を拠出しながら、活動を推進するとのスタンスを確認した。

#### (イ) ワーキンググループ会合

##### (a) IPカルチャー教室ワーキンググループ(平成18年11月6日(月))

ワーキンググループの進め方及びテキスト・レクチャー骨子を確認し、作業の分担について決定した。

##### (b) IPカルチャー教室ワーキンググループ(平成18年12月7日(木))

IPカルチャー教室開催準備状況、レクチャー・シナリオ、プレゼン資料及びプレス発表資料について確認した。

##### (c) IPカルチャー教室ワーキンググループ(平成19年1月10日(金))

IPカルチャー教室開催準備状況及びレクチャー・シナリオ及び当日配布資料についての最終確認を行った。

##### (d) 消費者コンテンツワーキンググループ(平成18年12月4日(月))

ワーキンググループの進め方及び新たに作成するコンテンツ及び既存コンテンツの拡充などについて協議し、昨年度に拡充した消費者向けコンテンツの中で、今年度は「FAQ模倣品・海賊版に関するよくあるご質問について」の更新を重点的に進めるとの方針を確認した。

また、消費者向けを考慮してQ&Aについては権利別ではなく商品やコンテンツなど消費者からの視点を意識した分類にするとの基本認識と、WGに参加する団体等に係る商品関連のQ&A案を作成しその後他の団体等への協力を要請し内容を拡充していくという進め方並びに作業の分担を決定した。

#### (ウ) 人材育成協力活動

(a) WIPO ジャパンファンド研修「執行コース」(平成18年10月17日(火))

上記研修カリキュラムへの講師調整に協力すべく、効果的な知的財産権エンフォースメント(権利者の役割)というテーマで、LVJグループ株式会社知的財産部の松尾恵理アシスタントマネージャー及び株式会社リコー法務知的財産運用部商標グループの平井良治リーダーによる講義を行った。

(b) WIPO ジャパンファンド研修「審査コース」(平成19年1月31日(水))

上記研修カリキュラムへの講師調整に協力すべく、株式会社サンリオの仲村隆蔵法務室長による「企業の知財管理と模倣品対策」と題した講義を行った。

(c) JICA 研修「インドネシア執行官等特別コース」(平成19年2月1日(木))

上記研修カリキュラムへの講師調整に協力すべく、ビジネス ソフトウェア アライアンスの水越尚子顧問弁護士による「模倣品問題への対応(含むインターネット事件)」と題した講義を行った。

(エ) 情報交換会(平成18年11月30日(木))

知的財産権侵害品問題に関心を有する団体を業種横断的に組織した「不正商品問題連絡協議会」との合同により情報交換会を開催し、ビジネス ソフトウェア アライアンス、日本レコード協会、日本時計協会からそれぞれの知的財産保護活動紹介がなされた。

(オ) 消費者向け啓発活動(ウェブサイトコンテンツの作成)

模倣品・海賊版が流通する背景として、消費者が購買する際の誤った認識や無関心、黙認などが大きな影響を及ぼしているという認識のもと、消費者に対する一般的な情報を周知することを目的としてFAQを作成するとともに、IIPPF ホームページ(<http://www.iippf.jp/06/01.html>)に掲載した。(平成19年2月23日)

(カ) 青少年向け知財普及啓発活動(出張! IPカルチャー教室の開催)

知的財産保護の重要性に対する認識を広めるべく、小中学生を対象として、他人の知的財産権を尊重する意識の醸成、知的創造活動体験を目的とした「出張! IPカルチャー教室~親子で学ぼう! 知的財産」を開催した。

(a) 期日:平成19年1月13日(土)

会場:茨城大学水戸キャンパス共通教育棟2号館

[協力:茨城大学、茨城県内の各少年少女発明クラブ]

(b) 期日:平成19年1月27日(土)

会場:東芝科学館サイエンスホール

[協力:小向東芝少年少女発明クラブ]

<プログラム>

1. サイエンスショー
2. 工作教室

3. クイズで学ぼう！IPカルチャー

4. 発明偉人伝・まとめ

(キ) 会合（平成19年2月20日（火））

今年度プロジェクト活動のとりまとめを行うとともに、来年度プロジェクト活動について協議した。

## 今後の活動骨子（案）

### （１）侵害関係国への要請

中国政府関係機関への知的財産権保護法制および運用の改善要請を行うためのミッション派遣をはじめ、他の国・地域における問題点を抽出し、我が国民間のみならず、政府と一体となって要請内容のとりまとめなどを行う。

### （２）中国関係機関への協力・支援

官民合同ミッションを通じ、日中知的財産権関係者双方による協力の成果として、工商行政管理局、質量技術監督局、知識産権局、海関等の中国の関係機関と合意したセミナー、資料提供などの取り組みを通じ、権利保護の促進と保護に必要な能力構築を支援する。

### （３）情報交換

業種横断的な情報交換（ギブアンドテイク）・共有化の促進、有用な情報提供を通じ、企業・団体の模倣品・海賊版対策等のレベルアップを図る。

### （４）人材育成協力・普及啓発

引き続き、国内外で行われるアジア諸国の関係機関及び民間知財人材の育成を目的とした研修への参画及び一般国民に対する知的財産の保護・尊重の重要性に関する認識を高める普及啓発活動を通じ、知的財産権保護の促進に寄与する。

### （５）国際的な連携

欧米をはじめ各国の関連団体等との連携・協力関係を強化し、世界規模で取り組むべき課題となっている模倣品・海賊版の解決に向け、民間レベルのみならず、官民一体での連携活動を促進する。